

産業廃棄物改正情報（13年2月1日改正です。）

政令付則第2条第3項：2月1日に施行。

「1日の処理能力：がれき類、木くずの処理能力が5トンを超える既存施設」については、産廃処理施設使用届出書を4月末日までに施設のある保健所等に提出することになりました。

届出に添付書類する図書

- ・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図
- ・施設の維持管理に関する計画書
- ・処理工程図
- ・施設付近の見取り図
- ・施設の設置及び維持管理に関する「技術的能力」を説明する書類  
見本あり「申立書」
- ・施設の設置及び維持管理に要する資金の総額・調達方法を記載した書類
- ・設置者：法人 直前3年分の決算書及び確定申告書（表紙写し）  
法人税納付すべき額及び納付済額を証する書類  
定款及び登記簿謄本  
役員全員の住民票写し（本籍地記載）  
役員全員の身分証明書  
役員全員の登記事項証明書（東京法務局発行）  
発行済み株式総数の100分の5以上を有する株主の住民票の写し  
（本籍地記載）及び身分証明書並びに東京法務局発行の登記事項証明書又は登記簿謄本（株主が会社の場合）  
注）登記事項証明書：後見登記等に関する法律第10条第1項に規定するもの。
- ・設置者：個人 資産に関する調書並びに直前3年の所得税納付すべき額及び納付済額を証する書類  
住民票の写し（本籍地記載）、身分証明書、登記事項証明書
- ・設置者：法第14条第3項第2項に規定の未成年  
その者の法定代理人の住民票の写し、身分証明書、登記事項証明書
- ・設置者に政令第6条の8に規定する使用人があるとき。  
その者の住民票写し、登記事項証明書
- ・法第21条に定める「技術管理者」の設置に関する書類

- ・ 設置場所の土地謄本、更正図
- ・ 維持管理計画書（任意様式）
  - 粉塵防止施設が設けられていること。その名称記載
  - 維持管理に関する基準の対応記載
- ・ 施設の騒音、振動について測定したデータ添付し、周辺環境の影響を維持管理計画書に記載
- ・ 施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を証する申立書の見本

↓

施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を証する申立書

申立書 住所  
氏名又は名称及び  
代表者氏名 印

下記の者について、違反行為に係る行政指導等を受けることなくがれき類（又は木くず）  
破碎施設の運転・整備点検等技術上の実務に従事した経験が 年あることを証明し  
ます。

また、廃棄物処理施設の処理及び清掃に関する法律（法律第137号）第21条に規定する  
技術管理者として選任し、下記産業廃棄物処理施設の技術上の業務を担当させることを  
申立てます。

平成 年 月 日

記

- 1 氏名
- 2 主な業務内容

以上は、見本です。

また、

- ・ 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類に  
ついては施設の設置及び維持管理を挿入して作成してください。

以上産廃法改正情報でした。